子育て世帯への臨時特別給付（一括10万円給付）について

昨年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、子育て世帯を支援する臨時特別的な給付金についてお知らせします。

◆支給対象者

左記①～③の支給対象児童を養育する父母などのうち、所得の高い方で、令和2年中の所得が児童手当所得限度額内の方

①令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）支給対象となる児童

②令和3年9月30日時点で、高校生など（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童

③令和3年9月1日～令和4年3月31日生まれの児童手当（特例給付を除く）支給対象となる児童

扶養親族の数	児童手当所得限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

◆支給額

支給対象児童1人当たり10万円

◆支給手続き

1　支給対象児童①の養育者（公務員除く）

申請は不要です。12月に該当者に通知のうえ、児童手当の支給口座へ振り込みしています。

2　1以外の支給対象者（高校生のみを養育している方、公務員、令和3年12月以降に生まれた児童の養育者など）

郵送または窓口にて申請手続が必要です。12月21日（火）にご案内とともに申請書を送付しています。申請書に必要な書類を添えて、申請期限までに役場担当窓口へ提出してください。申請内容を審査のうえ、申請者の指定口座へ随時振り込みます。

※窓口での申請の場合は、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、発熱時を避け、感染対策（マスク着用・手指消毒など）をしっかり行ってください。

～申請書に必要な書類～

・申請者の本人確認書類の写し（免許証や保険証などの写し）

・振込先口座の確認書類（通帳の写しなど）

・①の児童を養育している公務員の方は、児童手当を受給していることがわかる書類（支払通知書、給与明細書など）

・対象児童の住所が町外の場合は、児童の世帯全員の住民票（続柄入り）

・申請者および申請者の配偶者の令和3年1月1日の住所が町外の場合は、それぞれの令和2年中の所得がわかる証明書（所得証明書など）

◆申請期限　※当日消印有効

3月31日（木）

《配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援》

配偶者からの暴力を理由に対象児童とともに避難している方で、事情により今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、所定の手続きをしていただくと、支給対象者に該当した場合に給付金を受けとることができます。

◆手続きの方法

「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）受給に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」に必要事項を記入し、左記のいずれかの書類を添えてお住まいの給付金担当窓口に提出してください。

・婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターなどが発行する証明書

・保護命令決定書の謄本または正本

※すでに配偶者の暴力を理由とした避難事例として児童手当の認定請求を行っている場合は申出不要です。

給付金を装った詐欺にご注意ください（前ページ参照）

○お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係

☎43-2800

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎55-3112